

平成24年9月24日

市政記者クラブ様

名古屋市消費生活センター

担当：岡田・鈴木

電話：222-9679

「金融商品等特別相談」並びに「金融商品・高齢者 悪質商法110番」の実施をお知らせします

名古屋市消費生活センターは10月1日（月）より愛知県弁護士会投資被害弁護団の協力を得て「金融商品等特別相談」窓口を開設し、併せて9月29日（土）～30日（日）に「金融商品・高齢者 悪質商法110番」を実施しますのでお知らせします。市民の方への周知をよろしくお願いします。

記

1 金融商品等特別相談窓口の開設について

(1) 趣旨

名古屋市消費生活センターは、愛知県弁護士会の投資被害弁護団と協力して、高齢者に被害の多い未公開株、仕組み債などの金融商品、詐欺的な投資商法、訪問販売による悪質な屋根工事などの特別相談窓口を常設します。

特別相談では当センターの消費生活相談員が電話による相談を行うとともに、高額な被害の出ている未公開株などの金融商品等について、弁護士による無料の面接相談を行い、被害の迅速な回復を図ります。

(2) 名称

金融商品等特別相談

(3) 開始日

平成24年10月1日（月）より 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

(4) 相談体制

ア 相談員による電話相談

午前9時～午後4時15分

電話番号 222-9671

イ 弁護士による面談相談

午後1時30分～午後4時

当センターに弁護士が常駐し、無料の面接相談を受けます。

2 金融商品・高齢者 悪質商法110番の実施について

(1) 趣 旨

高齢者の金融商品・詐欺的な投資商法等の被害が増加傾向にあることから、10月1日（月）より開始する「金融商品等特別相談」窓口に先立ち、9月29日（土）及び9月30日（日）に「金融商品・高齢者 悪質商法110番」と冠した電話相談を集中的に行います。

(2) 名 称

金融商品・高齢者 悪質商法110番

(3) 開催日時

平成24年9月29日（土）～30日（日）

午前9時～午後4時15分

(4) 相談体制

ア 電話相談のみ 電話番号 222-9671

イ 2日間とも相談員4名（土・日テレフォン相談担当相談員含む）と解決困難な事例への対応・法律相談等に対応するため愛知県弁護士会から弁護士1名が参加します。

3 啓発ポスターについて

「金融商品等特別相談」「金融商品・高齢者 悪質商法110番」の周知のため2種類の啓発ポスターを作製し、地下鉄などへ掲出、区役所・支所、図書館などへ掲示し、未然防止のための啓発を実施します。

(1) 地下鉄掲出予定日

9月25日（火）～9月26日（水）2日間 全車両掲出

(2) 掲出予定場所

区役所・支所、図書館、社会福祉協議会など

(3) ポスターについて

別添A4版ポスター2種類参照

4 消費生活相談の概要

(1) 全体の相談概要

平成24年度4～8月期の相談件数は5,930件で、平成23年度4～8月期6,031件と比べ101件の減少、そのうち高齢者については18件の増加となっています。

(単位：件／%)

区 分	23年度4～8月期	24年度4～8月期	対前年同期比
全 体	6,031	5,930	98.3
高 齢 者	1,065	1,083	101.7
若 者	873	780	89.3
一 般	4,093	4,067	99.4

(2) 高齢者の金融商品相談

未公開株や海外宝くじは減少しましたが、新たに外国通貨や投資等の詐欺的な勧誘が増加しています。

(単位：件／%)

区 分	23年度4～8月期	24年度4～8月期	対前年同期比
ファンド型投資商品	28	39	139.3
公社債	41	28	68.3
未公開株	29	21	72.4
海外宝くじ	28	14	50.0
外国通貨	6	12	200.0

5 相談事例【参考】

(1) 投資詐欺事例

他県に住む母宅に行ったところハイビジョン3Dアニメの会社から書類が届いていた。アニメを世界に売り出す前に、1口10万円でその会社の権利を購入できると書いてあり、契約書が同封されていた。

強引な電話勧誘が何度もあり、警察に通報すると断ってもなかなか電話を切ってくれないようだ。

私が警察に通報した方がよいと伝えたら、母は「怖いので契約書類は捨てた。受話器を外して出ないようにしている」とのことだった。

私から消費生活センターに相談するよう言ったところ、母は消費生活センターの電話番号を業者から教えられ、知っていたが業者から教えられたのは偽のセンターの電話番号だった。(偽の)センターに問い合わせるとちゃんとした会社だと分かる教えられたらしい。

(契約者 80代 女性)

(2) 外国通貨事例

4月末に聞いたことのない名称の会社からパンフレットが送付された後、電話勧誘があった。「今、外国通貨を買えば2倍の価格で両替できる。2倍の価格で買取る業者がいる。」のどと購入を勧められ、アフガニスタンの通貨を1,000万円購入した。

両替してくれるという業者を教えられたが、5月中頃に連絡が取れなくなり両替できない。

(契約者 70代 女性)

6 その他

本事業につきましては、愛知県弁護士会投資被害弁護団によりまして、9月24日(月)同日に名古屋司法記者クラブに発表されます。